

鹿 児 島 県 公 報

平成27年4月7日（火）第3099号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知（6件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○漁船保険付保義務発生 | （水産振興課取扱い） | 3 |
| ○県営土地改良事業の計画の決定 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○基本測量の終了 | （監理課取扱い） | 4 |
| ○公共測量の実施 | （監理課取扱い） | 4 |
| ○公共測量の終了（2件） | （監理課取扱い） | 4 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 5 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 5 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿児島県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町斧渕字前畑1212番2（次の図に示す部分に限る。），1225番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町黒木字宇都115番，119番1，119番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町中之内字木屋ヶ迫7339番3，7345番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町下財部字駒田甫6635番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町蓬原字日鎌2094番9, 2094番10, 2098番, 2104番2, 2104番4, 2104番14
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町伊崎田字弓場ヶ迫6562番, 字牧之口6618番1（次の図に示す部分に限る。）、6620番1, 字川内6842番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第353号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東串良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗渠排水）米丸地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月8日から同年5月11日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備祁答院地区宇都換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月8日から同年5月11日まで
- 3 縦覧場所
薩摩川内市祁答院支所地域振興課

鹿児島県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成26年5月9日鹿児島県告示第565号で告示した基本測量の実施は，平成27年3月13日終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（原良第三地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成27年3月21日から同年6月26日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市原良町及び薬師二丁目の各地内

鹿児島県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成26年11月18日鹿児島県告示第1080号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月16日終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成26年11月18日鹿児島県告示第1081号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月20日終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年4月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	徳重横井鹿児島線	鹿児島市犬迫町9758番8地先から9758番2地先まで	前	10.0～12.6	129.0
			前	27.8～48.5	137.0
			後	10.0～12.6	129.0
			後	17.0～46.0	137.0

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年4月7日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR大工の源さん2YLB	株式会社三洋物産	5P0022
ぱちんこ遊技機	CR大工の源さん2XLG	株式会社三洋物産	5P0085
ぱちんこ遊技機	CRカメラLXB	タイヨーエレクトリック株式会社	5P0114
回胴式遊技機	ハイディングドラゴンB	株式会社ジェイピーエス	5S0087